

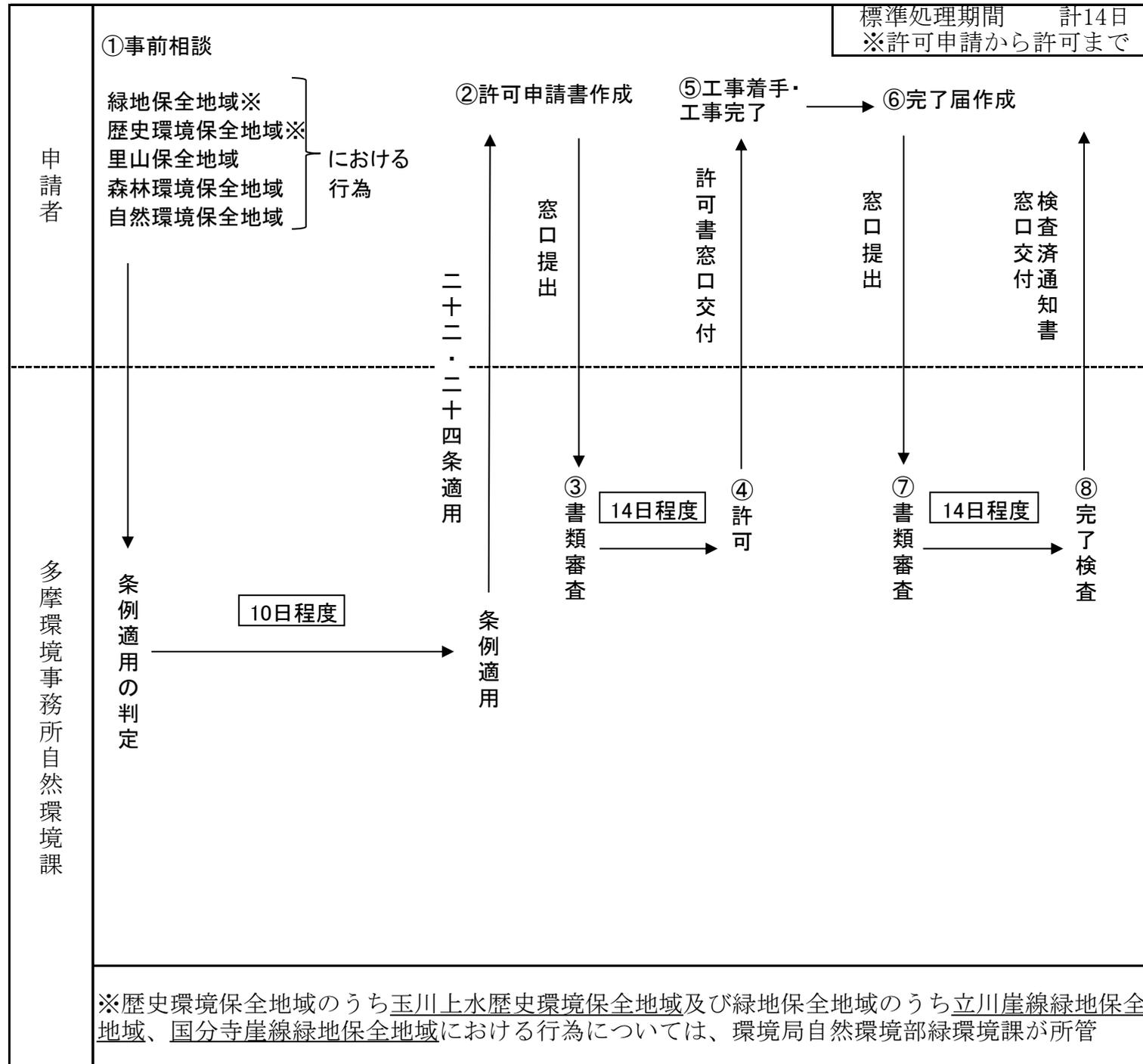
## 事務処理フロー図

事務名 里山保全地域等における行為の許可

環境局多摩環境事務所  
 作成部署 自然環境課指導担当 電話 042-521-4809

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



番号	項目	説明
1	事前相談	保全地域内における行為については、多摩環境事務所自然環境課で事前相談を行い、書類審査及び必要に応じて現地調査により、条例適用の判定を行います。
2	許可申請	条例が適用された場合は、申請者が条例に基づいた許可申請書（正副二部）を作成し、申請します。
3	書類審査	申請書類の記載漏れ、添付書類の不足等がないか、条例で定める許可条件に適合しているかを審査します。
4	許可	多摩環境事務所長の決裁後、許可書を交付します。
5	工事着手・完了	許可書交付後に着手します。
6	完了届作成	工事完了後、原則として14日以内に、完了届を提出します。
7	書類審査	書類に記載漏れ、添付書類の不足等がないか審査します。
8	完了検査	書類審査及び現地調査により、許可条件に適合しているか検査します。自然環境課長の決裁後、検査済通知書を交付します。